



1999年4月23日

米国コネクティクス社に対する訴訟について

株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント（SCEI）及びSCEIの米国子会社であるソニー・コンピュータエンタテインメントアメリカ（SCEA）は、米国コネクティクス社に対し、同社が開発・販売するプレイステーションのエミュレーションソフト「バーチャル・ゲーム・ステーション」（VGS）の販売差止と損害賠償を求める訴訟を提起していましたが、米国カリフォルニア連邦地方裁判所は、1999年4月20日（現地時間）、VGSの販売の仮差止を認める決定（Preliminary Injunction Order）をくだしましたので、お知らせします。

今回の決定では、裁判所はコネクティクス社に対しマッキントッシュ版及びウィンドウズ版のVGSの販売差止を命じるとともに、コネクティクス社の現在及び将来の製品にプレイステーションのBIOS（Basic Input/Output System）を使用することを禁止し、併せて同社に同社の保有しているBIOSの複製物をすべて裁判所に引き渡すことを命じています。

SCEI及びSCEAは、コネクティクス社のVGSがプレイステーションに関する知的財産権の侵害を理由に訴訟を提起していましたが、裁判所はコネクティクス社におけるエミュレーションソフトの開発段階においてプレイステーションのBIOSに関する著作権の侵害があったこと及びVGSがプレイステーションの商標権を侵害していることを認定したものです。

今回の決定はあくまで仮差止であり、最終的な判断ではありません。今後本訴訟は本案の審理に移行しますが、SCEI及びSCEAは引き続き正当性を主張してまいります。

SCEIは、今後ともSCEIが保有する知的財産権を侵害する行為に対しては、法的措置を講じること含めた断固たる対応をとって行く所存です。

以上